# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	関東信越税理士国民健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関東信越税理士国民健康保険組合(以下「当国保組合」という。)は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

関東信越税理士国民健康保険組合

### 公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する適用、給付及び徴収関係事務 <制度の内容> 国民健康保険組合は国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)並びに行政手続における特 |定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。) 及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和三 年法律第三十八号)等に基づき、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民 保健の向上に寄与することを目的としている。 その目的を達成するため当組合では、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給 付などを行っている。当組合の被保険者は、税理士業又は税理士業務に従事する者で、当組合の地区 内に住所を有する組合員及び組合員の世帯に属する者で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用 年齢75歳に到達すると被保険者資格を喪失する。 また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被 保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」と いう)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に委託することができる旨の規定が国 民健康保険法に盛り込まれ、被保険者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等 と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、被保険者の本人確認に係る事務、その事務 処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間 |サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理 を支払基金又は国保連合会に一元的に委託することが可能になった。 さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで 被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格 確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に一元的に委託することになった。 <事務の内容> 当組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第30項「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十 ニ号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定 める」事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報を以下の範囲で利用する。 【適用事務】 1. 平成28 年1月から、被保険者の個人番号を被保険者等から収集し、登録する事務 2. 事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4 情報を確認する必要が ある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム 機構から個人番号や基本4 情報を取得(※1) 3. 被保険者の資格取得、喪失、異動などによる資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個 人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 4. 被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確認及 び資格関係情報等の参照 5. 中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システム へ提供する(※2) (※1)地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間 ②事務の概要 は電子記録媒体で行い、平成29 年4 月以降は中間サーバーを介して即時照会又はファイルー括照会する。本人確認の基本4 情報は平成29 年4 月以降、中間サーバーを介して即時照会又はファイルー括 照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は、支払基金を経由して行う。 (※2)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オン ライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点 から評価書に記載している。 【給付事務】 |1.出産育児一時金、葬祭費等の法定給付及び付加給付に係る申請書に個人番号が記載されている場 |合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 2. 法定給付金及び付加給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 3. 限度額適用認定証などの給付関係証書類などの発行・管理事務に係る個人番号による対象者の確 |認及び資格関係情報等の参照 4. 法定給付金及び保険料の還付に係る公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」 という。)の照会 【徴収事務】 被保険者の保険料等の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引

【中間サーバーに係る事務】 1. 加入者情報作成(「適用事務」に付随する業務) ・平成29 年4 月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、当国保組合からの委託を 受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、当国保組合から被保険者及び世帯構成員の個 人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※3)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバー より受領し、当国保組合において管理する。 (※3)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。 2. 副本作成(「適用事務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理 により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施で きるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。 3. 情報照会(「適用事務」及び「給付事務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※4)は、中間サーバーが集約して実施するため、情 報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、当国保組合において管理する。 (※4)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 4. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「適用事務」に付随する事務) ・個人番号または基本4 情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30 条の9 の規定に 基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。 国保事務システム ③システムの名称 ・医療保険者等向け中間サーバー等

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

#### 3. 個人番号の利用

#### 法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- 2. 番号法第14条第1項及び第2項
- 3. 住民基本台帳法第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	93、97、106、109、120 ・番号法別表第2の主務省令で定める 第5条、第8条、第19条、第20条、第25 (委託の根拠) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項 当組合は、国民健康保険法の規定に基 照会・提供事務を委託する。情報提供ネッ	事務及び情報を定める命令 第25条 5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、78、80、87、 事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、 5条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	関東信越税理士国民健康保険組合
②所属長の役職名	事務長 星 敦司

 

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 関東信越税理士国民健康保険組合 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1 電話番号 048-631-2211

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
 関東信越税理士国民健康保険組合 マイナンバー担当 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1 電話番号 048-631-2211

 9. 規則第9条第2項の適用
 [ ]適用した

## Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		17年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを通	じた提供を除く。) [ 〇	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ι	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者から住民票等によりマイナンバー 提供を受けることを徹底し、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナ バーが得られない場合にのみ行う住基照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守してし る。 マイナンバー及び本人情報の登録やマイナンバーの記載のある申請書等の保管、廃棄に関して手				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
[ 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	事務取扱者の適切な管理監督を行っている。また、おおむね1年ごとに事務取扱者、システム管理者、 責任者、一般職員それぞれに教育研修を行っている。				

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月13日	<b>車5月13日 I-1-③システムの名称</b> 国保事務システム 医療保険者等向け中間サーバー等		国保事務ンステム 医療保険者等向け中間サーバー等 情報連携一括照会システム 所得調本システム		
令和1年5月13日	Ⅰ-7請求先	関東信越税理士国民健康保険組合	所得調査システム 関東信越税埋士国民健康保険組合 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376-1		
令和1年5月13日	Ⅰ-8連絡先	関東信越税理士国民健康保険組合	関東信越税理士国民健康保険組合 マイナン バー担当		
令和1年5月13日	Ⅳリスク対策	項目なし	フォーマット項目追加にともなう記載	事前	
令和4年3月17日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	1. 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号法改正による項ずれの反 映
令和5年2月21日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月21日	Ⅰ-1-②事務の概要	項目なし	公金受取口座制度の実施にともなう記載	事前	
令和7年2月28日	I -1-②事務の概要		【適用事務】【給付事務】【徴収事務】【中間サーバーに係る事務】の記載の追記	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年2月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年2月28日			新様式への移行	事後	